

○性犯罪捜査指定捜査員運用要領の制定について

平成 8 年10月21日

佐警本例規（捜一）第13号

改正 平成18年 3 月佐本務発第272号、27年 3 月佐本捜一発第316号、29年 8 月佐本務発第814号、令和 2 年 5 月佐本捜一発第376号、 5 年 7 月佐本務発第797号

被害者対策については、佐賀県警察被害者対策要綱（平成 8 年佐警本例規（務）第11号）に基づき推進しているところであるが、この度、性犯罪捜査に女性警察官を積極的に活用して、性犯罪被害者に対する二次的被害の防止、軽減を図るなど、適切な被害者対策を推進するとともに、性犯罪捜査を強力かつ適正に行うため、次のとおり「性犯罪捜査指定捜査員運用要領」を制定し、平成 8 年11月 1 日から運用することとしたので、効果的に活用されたい。

性犯罪捜査指定捜査員運用要領

第 1 目的

この要領は、性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ等の身体犯をいう。以下同じ。）の被害者からの事情聴取及び被害者に対する助言等を適切に行うことにより、被害者の精神的負担の軽減等二次的被害を防止するとともに、性犯罪の潜在化の防止を図るため、性犯罪捜査指定捜査員（以下「指定捜査員」という。）を指定し、その運用に関し必要な事項を定め、もって性犯罪に係る捜査の適正かつ強力な推進を図ることを目的とする。

第 2 指定

- 1 指定捜査員は、刑事部長が、警察本部刑事部捜査第一課及び警察署の警察官のうち、性犯罪捜査に係る知見を有する者を、警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦し、本部長が指定するものとする。

なお、指定捜査員の推薦に当たっては、性犯罪事件の捜査過程において、被害者の希望を踏まえた性別の指定捜査員が被害者に対応できるよう、男性警察官及び女性警察官の双方を含めるものとする。

- 2 刑事部長は、毎年 4 月 1 日現在の指定捜査員の指定状況を、性犯罪捜査指定捜査員名簿（別記様式）により、各所属長へ通知するものとする。

第 3 指定の解除

本部長は、指定捜査員に病気、人事異動、その他任務の遂行に適さない事由が生じたときは、当該指定捜査員の指定を解除するものとする。

第 4 指定捜査員の任務

指定捜査員は、性犯罪捜査に係る知見に基づき、次の事項について自ら実施するほか、

他の捜査員への指導・助言を行う。

- (1) 性犯罪被害者からの事情聴取、証拠採取等
- (2) 性犯罪被害者を立会人とした実況見分等
- (3) 性犯罪被害者に対する刑事手続や被害者支援制度等についての説明
- (4) (1)から(3)までのほか、性犯罪捜査を適切に推進する上で必要となる活動

第5 教養訓練

刑事部長は、指定捜査員に対して、定期又は随時に性犯罪捜査に関し、必要な教養及び訓練を行うものとする。

第6 指定等に関する事務

指定捜査員の指定等に関する事務は、刑事部捜査第一課長が処理する。

(別記様式省略)